

平成 28 年 第 6 回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

平成 28 年第 6 回農業委員会総会会議録

召集年月日	平成 28 年 6 月 17 日 (金)					
召集の場所	志布志市松山支所 2 階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	平成 28 年 6 月 17 日 午前 9 時 30 分				
	閉会	平成 28 年 6 月 17 日 午前 11 時 00 分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	橋口 美一	○	18	道山 幸治	○
	2	上野 紀男	欠	19	長岡 耕二	○
	3	中村 正人	○	20	—	—
	4	山下 昭一	○	21	萩迫 修作	○
	5	立山 富士雄	○	22	南 眞太郎	○
	6	隈元 健二	○	23	原田 純一	○
	7	吉松 弘文	○	24	内村 さとみ	○
	8	前迫 重郎	○	25	小園 義行	○
	9	樽野 利秋	○	26	吉野 寅三	○
	10	谷口 泉	○	27	坪山 博志	○
	11	諏訪 光一	○	28	福重 彰史	○
	12	野口 昭浩	○	29	青山 浩二	○
	13	白坂 正治	○			
	14	福岡 裕幸	○			
	15	中之内 瑞穂	○			
	16	西江園 明	○			
	17	大迫 一郎	○			
会議録署名委員	席番 1 番	橋口 美一		席番 3 番	中村 正人	
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	福岡		次長兼農地係長	桑迫	
	主幹兼係長	新村		主任主査	永野	
	主任主査	深迫		主任主査	大野	
委員会日程名	別紙のとおり					

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第 49 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 50 号 買受適格証明願いの承認について 議案第 51 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 議案第 52 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 53 号 非農地証明願の承認について 議案第 54 号 非農地証明願に伴う調査委員の指名について 議案第 55 号 農用地利用集積計画決定について 議案第 56 号 下限面積の設定について</p>
-----------------------	--

議長	山下	<p>ただいまから、平成 28 年第 6 回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>それでは、日程第 1、会議録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第 24 条の規定により、席番 1 番、橋口委員と、席番 3 番、中村委員を指名いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。</p> <p>お諮りします。会期は本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第 3、休会中の報告を議題といたします。</p> <p>最初に、幹旋の経過につきまして、諏訪委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	諏訪	<p>それでは、ご報告をさせていただきます。</p> <p>別紙で配付してありますようにあっせんが成立いたしましたので、ご報告いたします。番号 18 で、成立内容は議案書のとおりですが、田で 3,021 m²であります。あっせん成立年月日は 6 月 12 日でございます。</p> <p>単価につきましては、合計で 100 万円でした。両者合意でこの金額に決まったところでした。以上、報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、大迫委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	大迫	<p>先月、あっせん依頼を受けました〇〇さんの件ですが成立しましたのでご報告いたします。</p> <p>4 ページの 17 番に記載してあります。</p> <p>譲受人は、水稻、甘藷を栽培されています。この田にも水稻を栽培することでした。農機具はトラクター 2 台、掘取機 1 台、脱穀機 1 台、バインダーを保有されております。</p> <p>あっせん成立日は 5 月 25 日、価格は 10 万円でございます。あっせんの報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、私の関係分について、報告いたします。</p> <p>5 月 25 日、大隅文化会館において、J A そお鹿児島 第 23 回通常総代</p>

会が、開催されました。

5月26日から27日にかけて、全国農業委員会 会長大会が行なわれ、私と局長で出席してまいりました。

大会では、「新たな農業委員会組織の活動強化に向けて」のテーマのもと、全国の農業委員会会長が結集し、「担い手を応援する政策提案の決議」などが採択されました。

主なものとしましては、生かすべき農地を明らかにする取り組みの推進や、担い手の育成・確保、諸課題の制度的措置でございます。

そして、大会終了後、森山農林水産大臣室を訪問し、これを森山先生に伝えまして、活動しやすい財源の確保等がなされるよう要請活動を行ったところでございます。

森山先生は、大会の決議を受け、皆様の声を反映できるよう頑張りたいと思う。予算をしっかりと確保して、きちんと対応していきたい と話されました。

5月31日に、曾於地域農政関係の会議が県の曾於庁舎で開催されました。曾於地域の農業の推進について議題が出され、原案通り可決されました。

6月1日に、大隅地区農業委員会連絡協議会の総会が鹿屋グランドホテルで開催されました。

6月2日に、志布志市認定農業者連絡協議会の代議員総会、

6月3日に、有明町農業者年金受給者会の総会に出席しました。有明町は、受給者会員、220人中、81人の出席でした。

6月7日に、鹿児島県農業会議の監事会、理事会が行なわれました。

6月8日に、志布志町農業者年金受給者会の総会に出席いたしました。志布志町は、受給者会員、89人中、30人の出席でした。

次に、日程第4、議案第49号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

今回は、9件の申請でございます。

まず、6ページ、番号63番を審議いたします。

限元委員説明をお願いいたします。

会長より依頼のありました、議案第49号、番号63番を報告いたします。

2ヶ月前に、〇〇さんより相談を受けました所です。兄弟間による受贈です。

委員 限元

		<p>譲渡人は、愛知県半田市大伝根町〇〇丁目4番地の〇〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道塗木大隅線から市道大野稻ヶ迫線にはいる約500メートル登りきった所の左上の畑です。</p> <p>本人宅から10分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、親子3人で人口受精士をしながら生産牛30頭を飼育しております。トラクター等飼料作に必要な機械は全て揃っております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めまます。</p> <p>次に、番号64番を審議いたします。</p> <p>谷口委員説明をお願いいたします。</p>
委員	谷口	<p>会長より依頼のありました、議案第49号、番号64番について報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市松山町新橋〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市松山町新橋〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。親子になります。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりでございますが、申請地の場所は、畑の山ノ田につきましては、松山町道の駅から県道を都城方向へ2キロ行ったところに松山町のゴミ捨場がありますが、その北側にあたりまます。</p> <p>それと水田の3筆につきましては、松山支所前の県道を志布志方向へ1キロ行きままして川路集落方向へ市道を700メートル行った高速道路橋桁の下になります。もう1筆の山添の畑はここから1.4キロぐらいさらに進み、</p>

		<p>農道を南へ200メートル行ったところになります。</p> <p>本人宅からは、全圃場3分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、親子で甘藷を主に栽培しており、申請地には甘藷と水稻を作付けする予定であります。</p> <p>農機具は、トラクター2台、自走田植機1台、軽トラックを保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませぬか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませぬか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、7ページ、番号65番を審議いたします。</p> <p>吉野委員説明をお願いいたします。</p>
委員	吉野	<p>会長より依頼のありました、議案第49号、番号65番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さん91歳で、譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地6にお住まいの〇〇さん63歳です。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、市役所本庁より南へ吉岡農産の倉庫がありますがその南側の農道を挟んだ隣接地角の田でございます。</p> <p>現在、水稻が植えてあります。〇〇さんは、夫婦とも会社員で兼業農家でございます。全て水稻を作付けされてございます。</p> <p>トラクター2台に田植機、コンバイン、軽トラックを所有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>

議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 66 番を審議いたします。 吉松委員説明をお願いいたします。
委員	吉松	会長より依頼のありました、議案第 49 号、番号 66 番を報告いたします。 譲渡人は、鹿児島市紫原〇〇丁目〇〇番 1 8 号にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地 2 にお住まいの〇〇さんです。 申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、国道 220 号線、トヨタカローラ志布志店、吹上庵の尚志館高校前交差点から、市道一丁田・宇都華線を尚志館高校の方へ約 1 キロ行きますと、右側に志布志自動車学校の特殊車両練習場があり、その真向かいに、志布志タイヤセンターがあります。対象農地の 1 筆はそのタイヤセンターに隣接しており、また 8626 番 4 はそれから約 100 メートルの南側にあります。 譲受人の〇〇さんは、尚志館高等学校のすぐ西側にお住まいで、農業生産法人川崎農産を經營され、トラクターや、タイヤショベル・穀物乾燥機など、多くの大型農機具を取り揃えており、多くの機材は自宅の倉庫と、有明の田尾橋近くに事務所を兼ねた会社の拠点がありました。会社の經營面積は所有地・借地合わせて 40 ヘクタールを超すとのことです。 8626 番 4 は水稻が作付されていますが、残りの 1 筆は、隣接している借地との畦も撤去され、飼料を作付けするとのことでした。〇〇さんは、今後も米を主とした經營を行なっていくとのことです。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われま。また周囲の状況からも支障はないと思われま。 ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)

議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 67 番を審議いたします。 同じく、南委員説明をお願いいたします。
委員	南	会長より依頼のありました、議案第 49 号、番号 67 番を報告いたします。 譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地 1 にお住まいの〇〇さんです。お二人はおいとおばの関係になります。 申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、野井倉開田の飛行場地区の北側で有明小学校前にありました開田記念碑が移転しておりますが、その前あたりで、本人宅からは約 1 キロのところにあります。 〇〇さんは、認定農業者であり、イチゴを主に栽培しております。申請地には、水稻を作付けする予定とのことです。 農機具は、トラクター 1 台、軽トラ 1 台を保有されております。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。 ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、8 ページ、番号 68 番を審議いたします。 諏訪委員説明をお願いいたします。
委員	諏訪	はい。会長より依頼のありました、議案第 49 号、番号 68 番を報告いたします。 譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんでござ

		<p>います。譲受人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地10にお住まいの〇〇さんでございます。2人は兄弟になっております。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりですので、お目通しをよろしく願いたいいたします。</p> <p>本人宅からは、約3キロのところに現地がございます。</p> <p>〇〇さんは、専業農家で、生産牛6頭、水稻、みかん、牧草を栽培されております。申請地にも牧草を作付けすることでした。</p> <p>農機具は、トラクター、軽トラック、モアーなどを保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまますのでご審議方よろしく願います。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号69番を審議いたします。</p> <p>同じく、諏訪委員説明をお願いいたします。</p>
委員	諏訪	<p>はい。会長より依頼のありました、議案第49号、番号69番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、愛知県知多郡東浦町大字森岡字前田〇〇番地5にお住まいの〇〇さんでございます。譲受人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地にお住まいの〇〇さんでございます。2人は義理の兄弟でございます。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。現地は、本人の自治会内にあります。</p> <p>本人宅から3分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、専業農家で生産牛3頭、水稻、牧草を主に栽培されております。申請地には牧草を作付けすることでした。</p> <p>農機具は、トラクター、軽トラック、モアーなどを保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条</p>

		<p>の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りしませす。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 70 番を審議いたしませす。</p> <p>立山委員説明をお願ひいたしませす。</p>
委員	立山	<p>会長より依頼のありませす、議案第 49 号、番号 70 番について報告いたしませす。</p> <p>譲渡人は、鹿児島市谷山中央〇〇丁目〇〇番 1 2 号の〇〇さんと、鹿児島市玉里団地〇〇丁目〇〇番 3 号の〇〇さん、鹿児島市星ヶ峯〇〇丁目〇〇番 8 号の〇〇さんです。兄弟です。譲受人は、志布志市有明町山重〇〇番地 1 にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されておるとおりです。申請地の場所は、269 号線沿いの山重小学校がありますが、その小学校の正門前です。</p> <p>本人宅からは西側の位置にあります。</p> <p>〇〇さんは、肉用牛、育成合わせて 8 頭飼育しておると、畑には飼料作物、田には W C S を作付けしておるとしませす。今回の申請地にも飼料を作付けするとのことです。</p> <p>農機具は、トラクター 1 台、耕運機 1 台、軽トラック 1 台を保有しておるとしませす。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひしませす。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りしませす。これを認めること</p>

会場	委員	にご異議ございませんか。
議長	山下	(異議なし) 異議なしと認めます。
議長	山下	次に、9ページ、番号71番を審議いたします。
委員	樽野	番号71番は、立山委員に関係がございますので農業委員会等に関する法律第31条の規定により、立山委員には、ここで退席をお願いいたします。
議長	山下	それでは、樽野委員説明をお願いいたします。
委員	樽野	会長より依頼のありました、議案第49号、番号71番を報告いたします。
		譲渡人は、志布志市有明町山重〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町山重〇〇番地10にお住まいの〇〇さんです。
		申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、国道269号線の山重小学校より大隅の方へ100メートル行き、右折して左側のところ です。
		本人宅からは北へ1分のところにあります。
		立山さんは、親子で生産牛と育成牛90頭を主に、申請地には飼料を作付けするとのことでした。
		農機具は、トラクター3台、ダンプ2台、トラック1台を保有しています。
		以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われま す。また周囲の状況からも支障はないと思われま す。
		ご審議方よろしくお願 いします。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ござい ませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないよう でございますので、お諮りします。これを認めること にご異議ござい ませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		ここで立山委員の入室を許可します。
		(立山委員 入室)
議長	山下	よって日程第4、議案第49号、農地法第3条の規定による許可申請につい ては、原案どおり決定をいたしました。

<p>委員 原田</p>	<p>次に日程第 5、議案第 50 号、買受適格証明願の承認についてを議題といたします。</p> <p>11 ページ、番号 6 番を審議いたします。</p> <p>調査を依頼された 原田委員の説明をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました、議案第 50 号、番号 6 番について報告いたします。</p> <p>申請人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地の株式会社堀口園代表取締役 〇〇さんです。</p> <p>申請地の所在、地目等はそれぞれ議案書記載のとおりでございます。</p> <p>申請地の蓬原 3489 番地 1 の場所ですが、蓬原中野集落の手前に墓地がありますが、墓地より東へ 1 キロ行った菱田川沿いのところでした。</p> <p>また、野神の 2812 番地 2 は、前のインフラテック跡地、現在はソーラーパネルが設置されてございますが、そこを東へ 500 メートル行ったところの畑でした。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり、家族 4 人と従業員の方でお茶を栽培されております。申請地にはお茶を作付けするとのことでした。</p> <p>また、農機具等、お茶に関する機器は全て所有しております。</p> <p>以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため買受適格者であると思われまます。ご審議方よろしくお願いいいたします。報告を終わります。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、買受適格証明書を発行することに、異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 5、議案第 50 号、買受適格証明願の承認については、買受適格証明書を発行することに決定をいたしました。</p> <p>ここで、お諮りいたします。</p> <p>買い受け適格者が 決定され、農地法第 3 条の 許可申請が あったときには、 会長権限により 農地法第 3 条の 許可証を発行することに、ご異議ご</p>

会場 議長	委員 山下	<p>ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なし ということでございますので、そのように 取り扱いさせて、いただきます。</p> <p>次に、日程第 6、議案第 51 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>まず、13 ページ、番号 5 番を審議いたします。</p> <p>番号 5 番は、平成 28 年 5 月総会の、議案第 40 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についての、番号 10 番で審議いたしましたところの、4 条申請でございます。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 6 番を審議いたします。</p> <p>番号 6 番は、平成 28 年 2 月総会の、議案第 14 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についての、番号 3 番で審議いたしましたところの、4 条申請でございます。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 6、議案第 51 号、農地法第 4 条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 7、議案第 52 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>まず、15 ページ、番号 42 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された吉野委員の報告をお願いいたします。</p>

委員	吉野	<p>議案第 52 号、番号 42 番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は 6 月 6 日、調査委員は白坂委員と私、事務局から 2 人出席のもと調査いたしました。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町志布志〇〇丁目〇〇番 6 号にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市志布志町帖〇〇番地 3 3 にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人でした。</p> <p>別紙説明資料は 3 頁から 5 頁になります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>場所は、志布志の天神地区に寿司虎がございますが、その真南側 200 メートルぐらいのところにあります。</p> <p>転用目的は一般住宅です。</p> <p>周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側は畑、南側は畑、西側は畑です。排水につきましては、少し盛土をして、道路側溝に流すということでした。申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の広がりもなく、都市計画用途地域内の区域から概ね 500m 以内にあるため、第 2 種農地の市街地近接農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。また、最近ここは住宅化が進んでいるようでございます。ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 43 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された白坂委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	白坂	<p>議案第 52 号、番号 43 番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は 6 月 6 日、調査委員は吉野委員と私、事務局から 2 人出席のもと調査いたしました。</p>

		<p>譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地6にお住まいの〇〇さん、譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地にお住まいの株式会社平和緑地代表取締役 〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>別紙説明資料は6頁から8頁になります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、志布志市安楽の大原にクロネコヤマトがありますが、隣に石油スタンドがあります。その道路を挟んで、左の畑です。</p> <p>転用目的は太陽光発電施設です。</p> <p>周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側は公衆用道路、南側は宅地、西側は雑種地です。排水につきましては、近くの排水溝を利用するとのことでした。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号44番を審議いたします。</p> <p>同じく、現地を調査された白坂委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	白坂	<p>議案第52号、番号44番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は6月6日、調査委員は吉野委員と私、事務局から2人出席のもと調査いたしました。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地8の〇〇さんと〇〇さん、譲受人は、志布志市志布志町志布志〇〇丁目〇〇番5号の株式会社南九州不動産代表取締役〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>別紙説明資料は9頁から12頁になります。</p>

		<p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、志布志市の港から港湾道路を登ってきますと、宮原葬祭場がありますが、そこを 200 メートルくらい上がってきたところの左側になります。</p> <p>転用目的は駐車場です。</p> <p>平成 24 年と 25 年にアパートを建設して、駐車場を許可なく使っていて、始末書もつけてありますが、駐車場として申請されたものです。</p> <p>周囲の状況は、北側は宅地、東側は公衆用道路、南側は宅地、西側は宅地です。排水につきましては、近くの排水溝へ流すとのことでした。</p> <p>指導としては、このようなことにならないよう気をつけるようにと指導いたしました。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第 2 種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、16 ページ、番号 45 番を審議いたします。</p> <p>番号 45 番は、平成 27 年 11 月総会の、議案第 98 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についての、番号 18 番で審議いたしましたところの、5 条申請でございます。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)

議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号 46 番を審議いたします。
		現地を調査された立山委員の報告をお願いいたします。
委員	立山	議案第 52 号、番号 46 番について、報告いたします。
		調査日は 6 月 6 日、調査委員は南委員、原田委員と私、事務局から 2 人出席のもと調査いたしました。
		譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。
		譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地 2、〇〇F 棟にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。
		別紙説明資料は 13 頁から 15 頁になります。
		申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。
		場所は、志布志市役所より、東へ 1 キロぐらい行きますと有明郵便局がございます。その隣に位置する場所です。
		転用目的は一般住宅です。
		周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側は田、南側は公衆用道路、西側は畑です。排水につきましては、集落排水を利用するとのことでした。
		申請地は 10 ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第 2 種農地のその他の農地に該当します。
		以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。
		ご審議方、よろしく申し上げます。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号 47 番を審議いたします。
		番号 47 番は、平成 27 年 12 月総会の、議案第 107 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についての、番号 26 番で審議いたしましたところの、5 条申請でございます。

<p>会場 議長</p>	<p>委員 山下</p>	<p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。 (なし) ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 議長</p>	<p>委員 山下</p>	<p>(異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第7、議案第52号、農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。 次に、日程第8、議案第53号、非農地証明願の承認についてを議題といたします。 まず、18ページ、番号8番を審議いたします。 番号8番は、中之内委員に関係がございますので農業委員会等に関する法律第31条の規定により、中之内委員には、ここで退席をお願いいたします。</p>
<p>議長 委員</p>	<p>山下 南</p>	<p>(中之内委員退席) それでは、現地を調査された、南委員説明をお願いいたします。 議案第53号、番号8番について報告いたします。 調査日は6月6日、調査委員は立山委員、原田委員と私と、事務局2人でした。 願出人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、立会人は息子さんでございました。 申請地の所在、地目等はそれぞれ議案書のとおりです。 別紙資料は16ページから18ページです。 場所は、伊崎田尾野見線沿いにある中野公民館より700メートル程、松山方向に進んだところで、そこから南へ200メートル下ったところにありました。周囲の状況ですが、北側は山林、東側は田、南側は河川、西側は山林です。 ここは、25年以上耕作されていないとのことで、山林化しており袋地でもあり、農地への復元は困難と判断しました。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。 ご審議方よろしくお願いいたします。以上報告を終わります。</p>

議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 ここで中之内委員の入室を許可します。 (中之内委員入室)
議長	山下	次に、番号 9 番を審議いたします。 同じく、現地を調査された、南委員説明をお願いいたします。
委員	南	議案第 53 号の番号 9 番について報告いたします。 調査日は 6 月 6 日、調査委員は立山委員、原田委員と私と、事務局 2 人でした。 願出人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地 3 にお住まいの〇〇さんです。 立会人は〇〇本人でした。 申請地の所在、地目等はそれぞれ議案書のとおりです。 別紙資料は 19 ページから 21 ページです。 場所は、県道福山線から伊崎田尾野見線へはいいり、約 500 メートルのところにある大成養豚場から北へ 300 メートルのところの川沿いにあります。周囲の状況ですが、北側は山林、東側は河川、南側は畑、西側は山林です。 約 40 年前から耕作されておらず、竹藪化しておりました。周辺も山林に囲まれた土地でございまして、農地への復元は難しいと判断いたします。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。 ご審議方よろしくお願いいたします。以上報告を終わります。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。

<p>会場 委員 議長 山下</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>主任主査 深迫</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第 8、議案第 53 号非農地証明願の承認については、非農地と証明することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 9、議案第 54 号、非農地証明願に伴う調査委員の指名についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>はい、議長。</p> <p>それでは、議案第54号 非農地証明願に伴う、調査委員の指名について、ご説明申し上げます。議案書は、20ページでございます。</p> <p>非農地証明につきましては、農地法に基づく 行政処分ではなく、農業委員会が証明行為として、交付するものです。</p> <p>はじめに、番号 9 の願出人は、宮崎県 日南市 中平野 〇〇丁目 〇〇番 24号 〇〇さんです。</p> <p>土地は 志布志町夏井字西ノ俣1022番2 畑 992平方メートルでございます。</p> <p>申請地は、国道 2 2 0 号線を、火葬場紫雲園入口より、串間市方向へ 1 k m 進んだ南側でございます。現在、山林化しております。</p> <p>次に、番号10の願出人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地1 〇〇さんです。</p> <p>土地は 有明町蓬原字花立1825番8 畑 479平方メートルでございます。</p> <p>申請地は、宇都中学校より、市道宇都鼻・荷返線を南へ 2 0 0 m 進んだ所より、東へ 7 0 m 進んだ所でございます。現在、山林化しております。</p> <p>次に、番号11の願出人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地 3 〇〇さんです。</p> <p>土地は、有明町山重字谷後12003番2 田 862平方メートルでございます。</p> <p>申請地は、県道宮ヶ原・大崎線を、有明大橋より西へ500m進んだ所より、農道を、北へ 1 k m 進んだ所でございます。現在、山林化しております。</p> <p>最後に、番号12の願出人は、志布志市有明町山重〇〇番地 〇〇さんです。土地は 有明町山重字谷後11997番 田 1,405平方メートル、同じく12002番6 田173平方メートルでございます。申請地は、番号 1 1 で説明した農地の、北側でございます。現在、山林化しております。</p> <p>現地調査は、3名で行うこととなっておりますので、番号9を、隈元委員、西江園委員、道山委員、番号10から12を、野口委員、中之内委員、萩迫委</p>

<p>議長 山下</p>	<p>員でご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方、よろしくお願ひいたします。</p> <p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第9、議案第54号、非農地証明願に伴う調査委員の指名については、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第10、議案第55号、農用地利用集積計画決定についてを、議題といたします。</p> <p>最初に、所有権の移転について事務局で説明いたします。</p>
<p>事務局次長 桑迫</p>	<p>はい議長。</p> <p>それでは、議案第55号の農用地利用集積計画決定の所有権の移転分についてご説明いたします。</p> <p>議案書は、22ページから23ページとなっております。</p> <p>最初に22ページの総括表についてご説明致します。</p> <p>公告日は平成28年6月30日で、田が662㎡と畑が3,767㎡です。所有権を移転する者3人、所有権の移転を受ける者3人で、売買によるものです。</p> <p>次に、23ページの所有権移転の計画について、ご説明いたします。</p> <p>番号18の所有権を移転する者は、沖縄県石垣市登野城の〇〇さんです。移転を受ける者は、松山町新橋の〇〇さんで、甘藷等の規模拡大を図るといふことです。</p> <p>設定面積は、2筆で1,488㎡の畑で、土地代金は50万円です。移転時期等につきましては、平成28年7月5日を予定しております。</p> <p>番号19の所有権を移転する者は、松山町泰野の〇〇さんです。移転を受ける者は、松山町泰野の〇〇さんで、甘藷等の規模拡大を図るといふことです。</p> <p>設定面積は、1筆で2,279㎡の畑で、土地代金は66万円です。移転時期等につきましては、平成28年7月5日を予定しております。</p>

<p>議長 山下</p>	<p>番号20の所有権を移転する者は、松山町尾野見の〇〇さんです。</p> <p>移転を受ける者は、松山町新橋の〇〇さんで、稲作等の規模拡大を図るということです。</p> <p>設定面積は、1筆で662㎡の田で、土地代金は16万円です。移転時期等につきましては、平成28年7月5日を予定しております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p> <p>ただいま説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画の、利用権の設定、利用権の転貸について事務局で説明いたします。</p>
<p>主幹兼係長 新村</p>	<p>議案第55号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は、24頁から44頁となっております。</p> <p>まずは、議案書24頁の利用権設定の総括表を説明いたします。</p> <p>公告日は平成28年6月30日で、始期は平成28年7月1日であります。</p> <p>設定期間が、1年、2年、3年、5年、10年、20年で、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p>利用権の設定面積は、田が32,727㎡、畑が114,952㎡、樹園地が6,758㎡で、合計しますと154,437㎡となります。</p> <p>申請件数は、40件となり、うち更新分は13件で81,213㎡となっております。</p> <p>利用権の設定をする者の数が40名で、利用権の設定を受けようとする者の数が36名であります。</p> <p>利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より4名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。</p> <p>詳細につきましては25頁からの明細表をご確認ください。</p> <p>次に、利用権の転貸について、議案書43頁の総括表でご説明申し上げます。</p>

		<p>す。</p> <p>公告日は平成28年6月30日で、始期が平成28年7月1日であります。</p> <p>設定期間は10年であります。</p> <p>地目別の内訳は、畑が2万6,367㎡となります。</p> <p>利用権の転貸をする者の数は公益財団法人志布志市農業公社の1名、利用権の転貸を受けようとする者は1名であります。</p> <p>詳細につきましては、43頁の明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第55号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸の説明を終わります。</p> <p>ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	<p>ただいま説明がございましたが、利用権の設定について、これより審議にはいります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>25 ページ、番号1番は、私に関係がございますので、ここで議長の務めを、橋口職務代理に交代することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認め、ここで交代いたします。</p> <p>(橋口職務代理と議長交代)</p>
議長	橋口	<p>それでは、議長の代理を務めさせていただきます。</p> <p>番号1番は、山下委員に関係が ございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、山下委員には、ここで、退席をお願いいたします。</p> <p>(山下会長 退席)</p>
議長	山下	<p>それでは、25 ページ、番号1番を審議いたします。</p> <p>これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	橋口	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	橋口	<p>異議なしと認めます。</p> <p>ここで山下委員の入室を許可します。</p> <p>(山下会長 入室)</p>

議長	橋口	<p>それでは、これで 私の勤めを終わらせていただきます。</p> <p>御協力ありがとうございました。</p> <p>(山下会長 議長交代)</p>
議長	山下	<p>議長を交代し、引き続き 審議に入ります。</p> <p>それでは、25 ページ、番号 2 番から 27 ページ、番号 5 番までを審議いたします。</p>
議長	山下	<p>これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、 27 ページ、番号 6 番を 審議いたします。</p> <p>番号 6 番は、福岡委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、福岡委員には、ここで、退席をお願い いたします。</p> <p>(福岡委員 退席)</p>
議長	山下	<p>それでは、 27 ページ 番号 6 番につきまして、なにか ご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。ここで福岡委員の入室を許可します。</p> <p>(福岡委員 入室)</p>
議長	山下	<p>次に、27 ページ、番号 7 番から 42 ページ、番号 42 番までと、24 ページの総括表を審議いたします。</p> <p>これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(異議なし)</p>

議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、利用権の転貸につきまして審議いたします。</p> <p>44 ページ、番号 43 番と、43 ページの総括表を審議いたします。</p> <p>これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第 10、議案第 55 号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 11、議案第 56 号、下限面積の設定についてを議題といたします。</p> <p>事務局で説明いたします。</p>
事務局長	福岡	<p>はい、議長。</p> <p>それでは、日程第 11、議案第 56 号、下限面積の設定について、ご説明申し上げます。46 ページでございます。</p> <p>農業委員会は、毎年 下限面積の設定 又は修正の必要性について審議するとなっております。</p> <p>当農業委員会に おきましても、昨年も 下限面積について、ご協議いただいているところで ございます。権利取得の基本面積につきましては、農地法第 3 条第 2 項第 5 号により、北海道では 2ha、都府県では、50 アールが基本となっております。</p> <p>下限面積につきましては、農水省令により、市独自で設定できますが、設定しようとする面積未滿の農家数が、全農家数の 100 分の 40 (40%) を下回らないよう算定することとなっております。</p> <p>総会資料の 22 ページに、農家数を記載した表を添付しておりますが、一番上が経営農地でございます。</p> <p>農家数については、農林業センサスの数値を用いておりますが、2015 年センサスが概要版で確定していないため、根拠となる農家数については、2010 年農林業センサスの数値を用いております。</p> <p>下の黒い 太枠が、志布志市全体の経営面積ごとの農家数と、全農家数</p>

		<p>2657 戸からみた、各経営面積ごとの割合です。</p> <p>それを見ていただきますと、全農家数の 100 分の 40 を下まわらない 経営面積、つまり 40%以上の面積の欄は、50a の欄となっております。</p> <p>40a 以下に 定めた場合、100 分の 40 を下回って しまいます。</p> <p>また、ハウス園芸等、集約的経営を 行う 場合は、 現行でも 基準面積 50a 以下でも、農地法施行令第 6 条第 3 項第 1 号に基づき、認めることが可能であることと、 農地法第 3 条 第 2 項 5 号にもあります、権利取得の基 本面積も 50 a であるため、現行の下限面積 50a で ご提案 申し上げます。</p> <p>ご審議方 よろしく お願い いたします。</p>
議長	山下	<p>ただいま説明がございましたが、これにつきましてなにかご意見ござい ませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定するこ とにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 11、議案第 56 号、下限面積の設定については、原案どお り承認されました。</p> <p>以上で、全日程を終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を終了いたします。</p> <p>ご苦勞様でした。</p>